

輪島市公共施設等総合管理計画（概要版）

1. 公共施設等総合管理計画策定の経緯

全国的に高度経済成長期に整備された公共施設の多くが一斉に更新の時期を迎える中、厳しい財政状況から維持管理費や更新費用の不足、少子高齢化に伴う人口減少社会の到来等が影響し、今後の公共施設等の利用需要は益々変化していくことが予測されます。

また、本市では、平成18年2月に旧輪島市と旧門前町の合併により、旧市町で整備された機能的に重複する公共施設が存在し、これら公共施設等の総合的な管理が喫緊の課題となっています。

公共施設等総合管理計画は、このような人口推移や財政状況等、公共施設を取り巻く背景や課題を踏まえ、本市が保有する公共施設等について、利用状況やコスト等も含めた現状と今後の課題を総合的に整理し、公共施設の管理方針等を定めた行動計画となるものです。

2. 計画の対象範囲

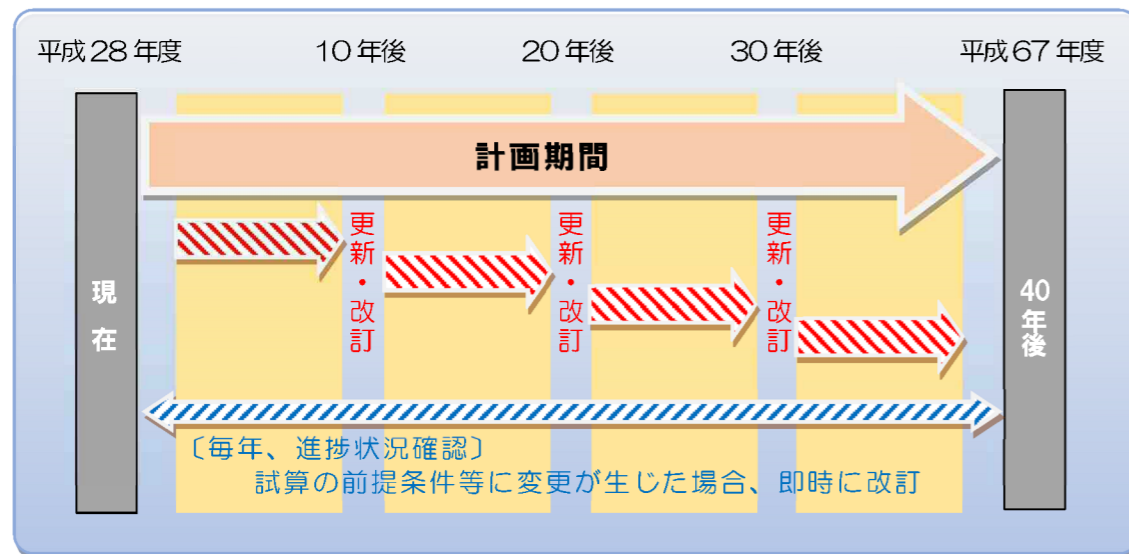
本計画の対象範囲は、平成28年3月31日時点で本市が保有する全ての公共施設（庁舎・学校などの建築物）及びインフラ資産（道路・橋りょうなど）を対象とします。

公営企業（上下水道・病院）に係る施設についても対象とします。

3. 計画期間

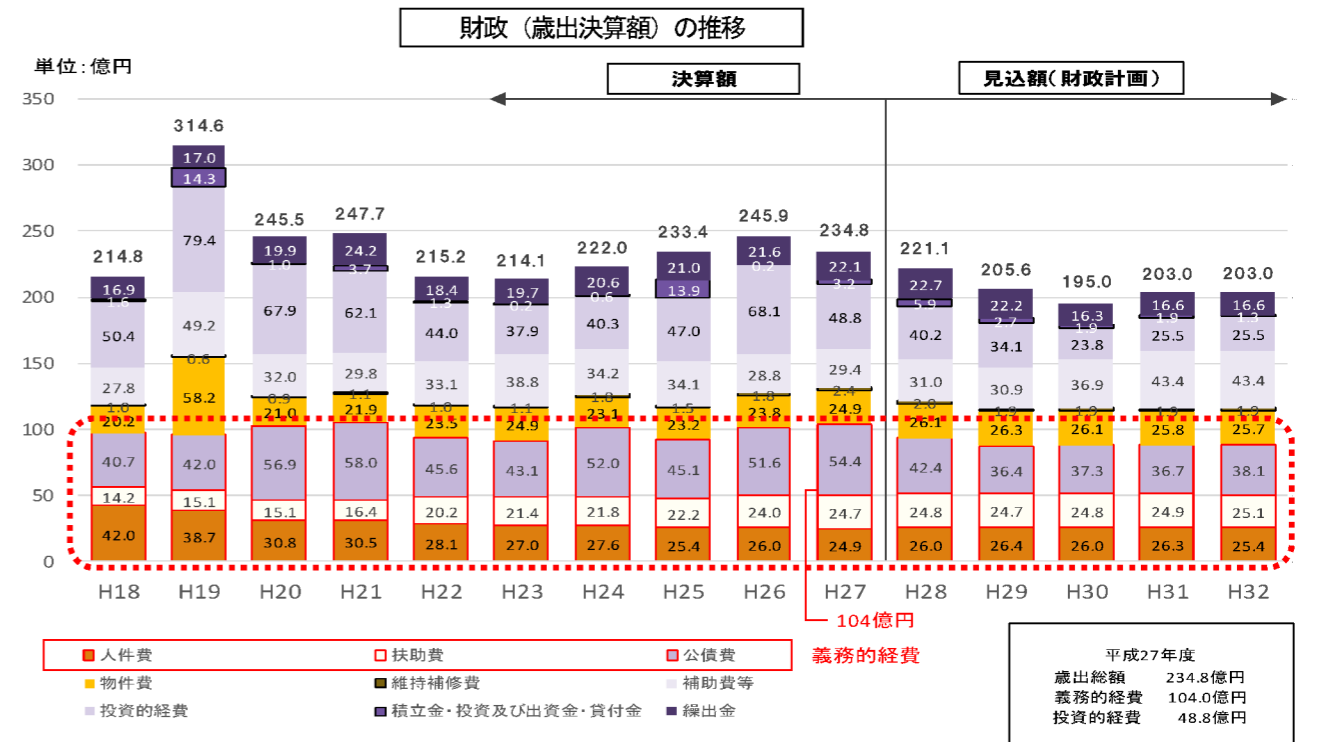
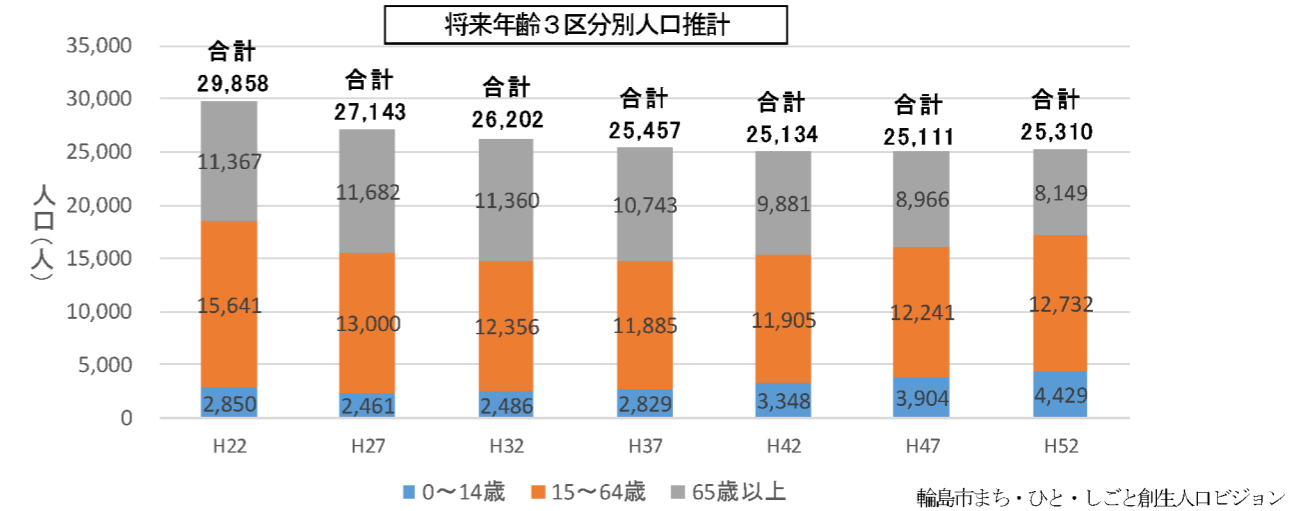
本計画の計画期間は、計画策定時から2055(平成67)年度までの40年間と設定します。

また、本計画の運用にあたっては、定期的な更新・改訂作業を行うため、計画期間(40年間)を10年ごとに区切り中間期を設定します。



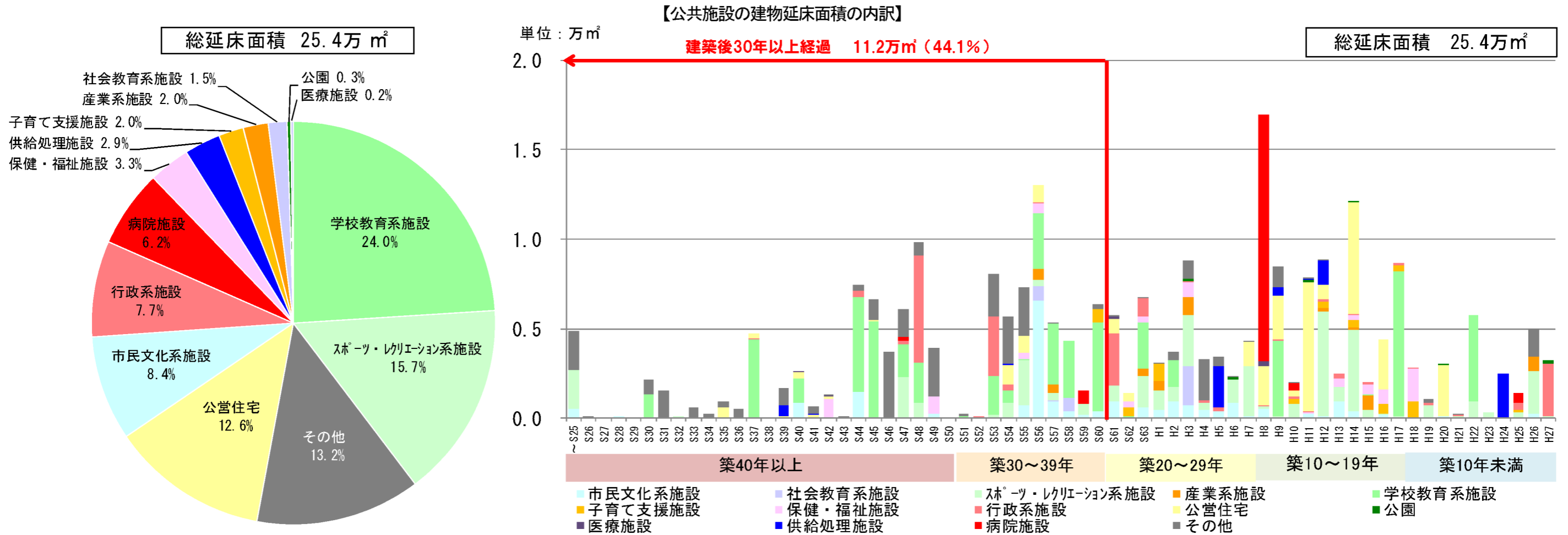
4. 人口の見通し・財政の現状

- 本市の人口は「輪島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」では今後も緩やかに減少し、2040(平成52)年で25,310人になると推計しています。また、少子高齢化の状態は僅かに好転すると予想するものの、2040(平成52)年の老年人口は3割以上と推計されます。
- 行財政運営の状況は、人口減少による税収、地方交付税の減収による影響が懸念されます。また、歳出において、職員定数及び給与の適正化により人件費が抑制される一方で、今後も高齢化に伴う扶助費など福祉関連費用の増加が見込まれ、一層財源確保が厳しくなることが予想されます。



5. 公共施設等の現状

- ・公共施設（建物）の延床面積は約 25.4 万㎡（一般会計、病院事業会計）であり、建築後 30 年以上経過施設が全体の約 4 割を超え、今後、耐用年数を過ぎた公共施設（建物）が増加することが予測されます。
- ・インフラ資産は、道路（農道・林道含む）が総延長約 1,399.4 km、トンネルが 3 本、橋りょうが 448 橋、上水道（簡易水道含む）が総延長約 488.7 km、下水道（公共下水道、特別環境保全公共下水道、農業・漁業集落排水）が総延長約 193.2 km となっています。※上水道・下水道等処理施設の建築物はインフラ資産に区分されるため、公共施設の延床面積には含んでおりません。



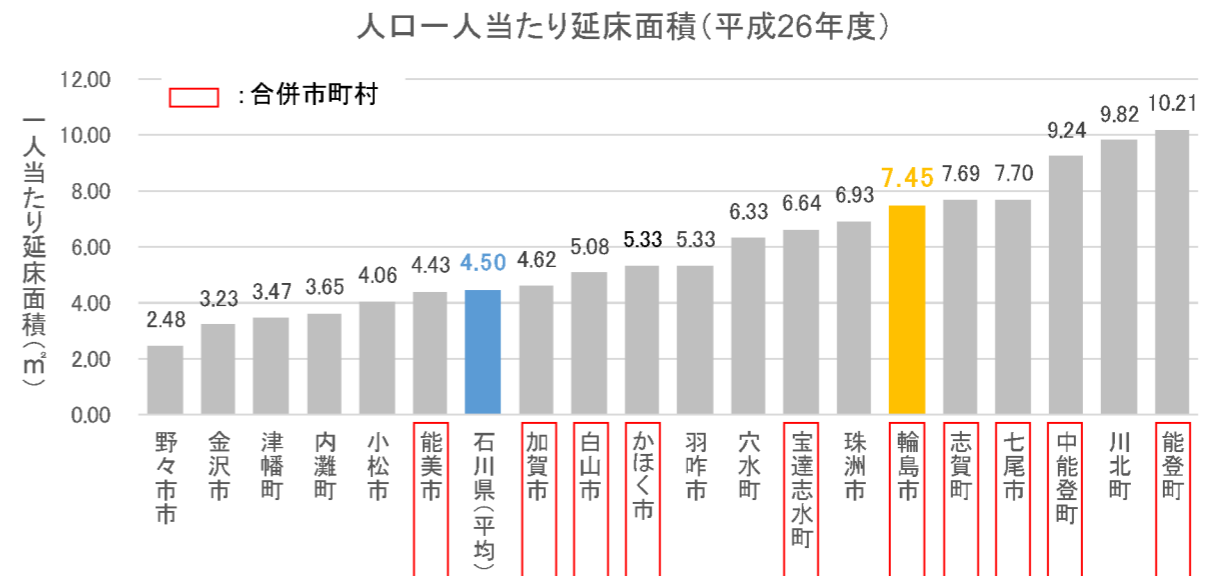
参考資料：県内自治体における人口一人当たりの延床面積

平成 26 年度、県内自治体における人口一人当たりの延床面積を比較すれば、本市は石川県の平均である 4.50 ㎡を上回っているほか、隣接する合併市町の能登町、志賀町より低いものの、県内では七尾市、志賀町に次いで 6 番目に大きく 7.45 ㎡となっています。

また、本市と同様に、平成の大合併において市町村合併を行った市町の人口一人当たりの延床面積は全体的に大きくなっています。

【人口一人当たり延床面積の算出】※財産に関する調書(H26 決算書)
 行政財産の建物(延床面積)222,677 ㎡/H26.1.1 の住基人口 29,882 人
 ※普通財産、病院事業の建物延床面積は含まれていません。

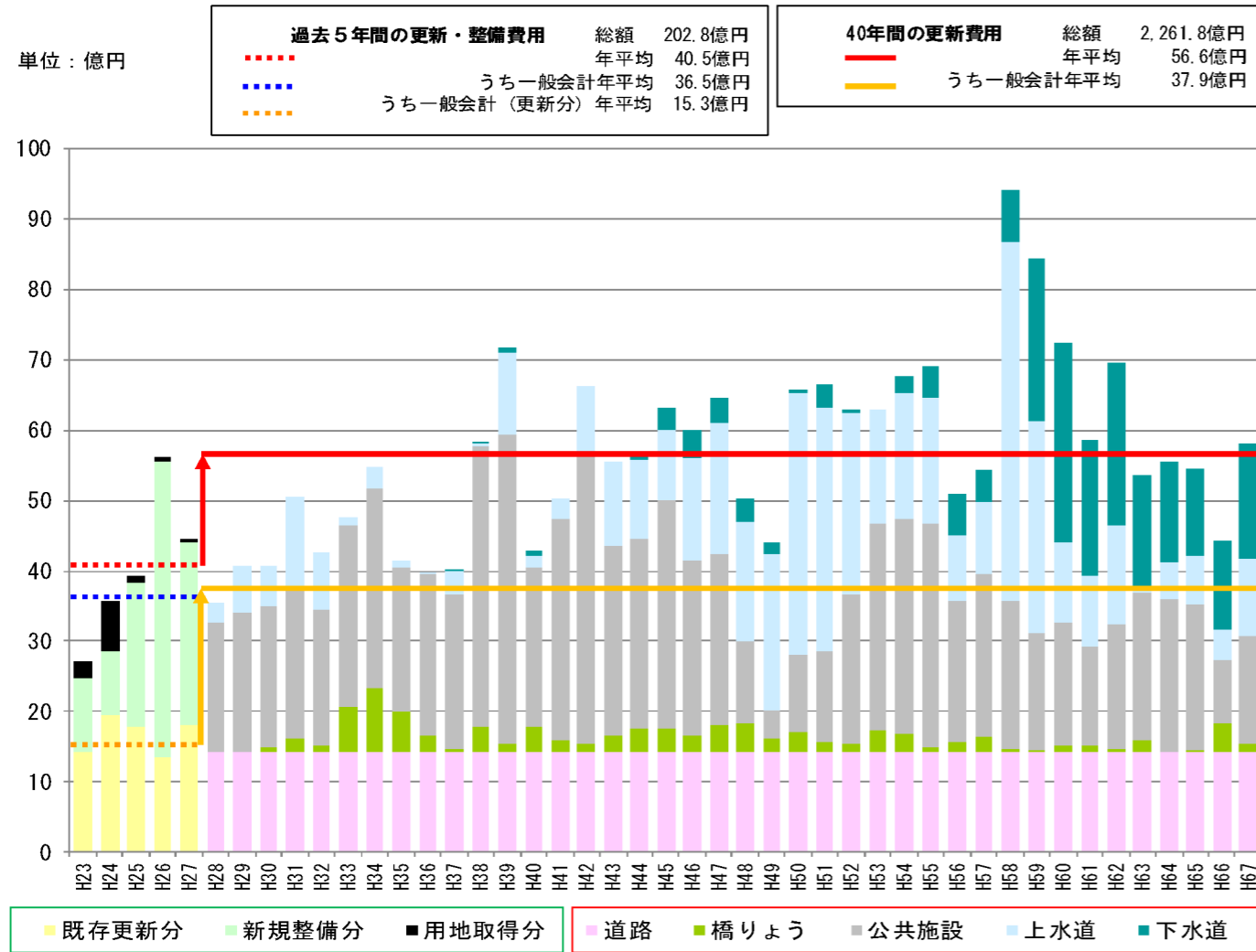
出典：公共施設延床面積は「公共施設状況調経年比較表（平成 26 年度、総務省）」、人口は「平成 26 年 1 月 1 日住民基本台帳人口・世帯数（市区町村別）（平成 26 年 1 月 1 日現在、総務省）」



6. 公共施設等の更新費用の見通し

- ・今後、40年間の更新費用総額は約2,261.8億円と試算され、年平均で56.6億円が必要となる見込みです。このうち一般会計では、年平均で37.9億円が必要となる見込みです。（一般財団法人地域総合整備財団が作成した公共施設等更新費用試算ソフトによる推計）
- ・一般会計の平成23年度～27年度までの5年間の年平均更新費用が15.3億円であることから、今後は、年間負担見込額が22.6億円増加し、これまでの約2.5倍の更新費用が必要になると推計されます。

【全体更新費用】



【公共施設】建築物の更新期間は、施設整備後、大規模改修を30年(修繕期間2年)、建替えを60年(建替期間3年)としています。（日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」による。）

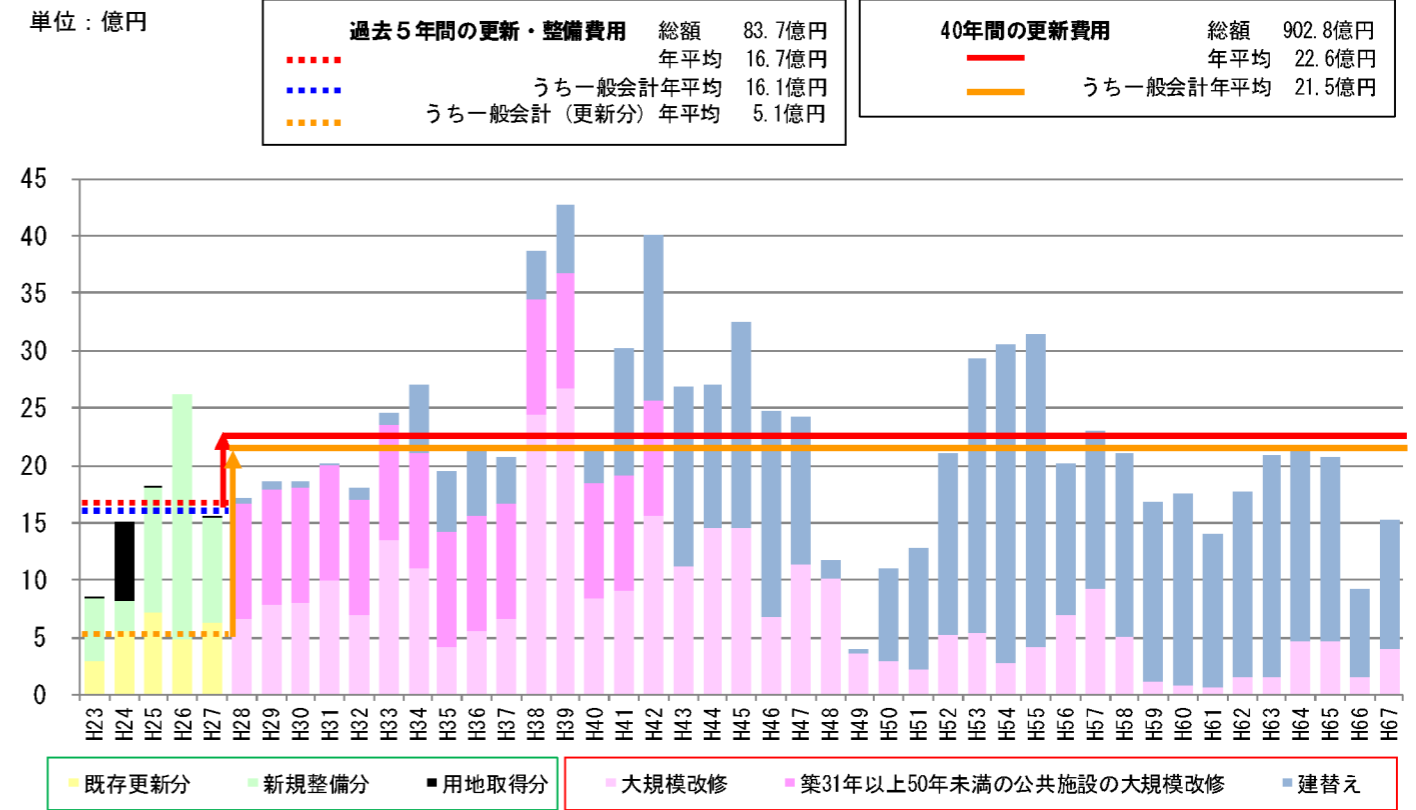
更新費用は、建築物の延床面積に施設類型ごとに設定した更新単価を乗じることによって試算しています。

【インフラ】道路15年、橋りょう60年、上水道40年、下水道50年とし更新単価により推計しています。

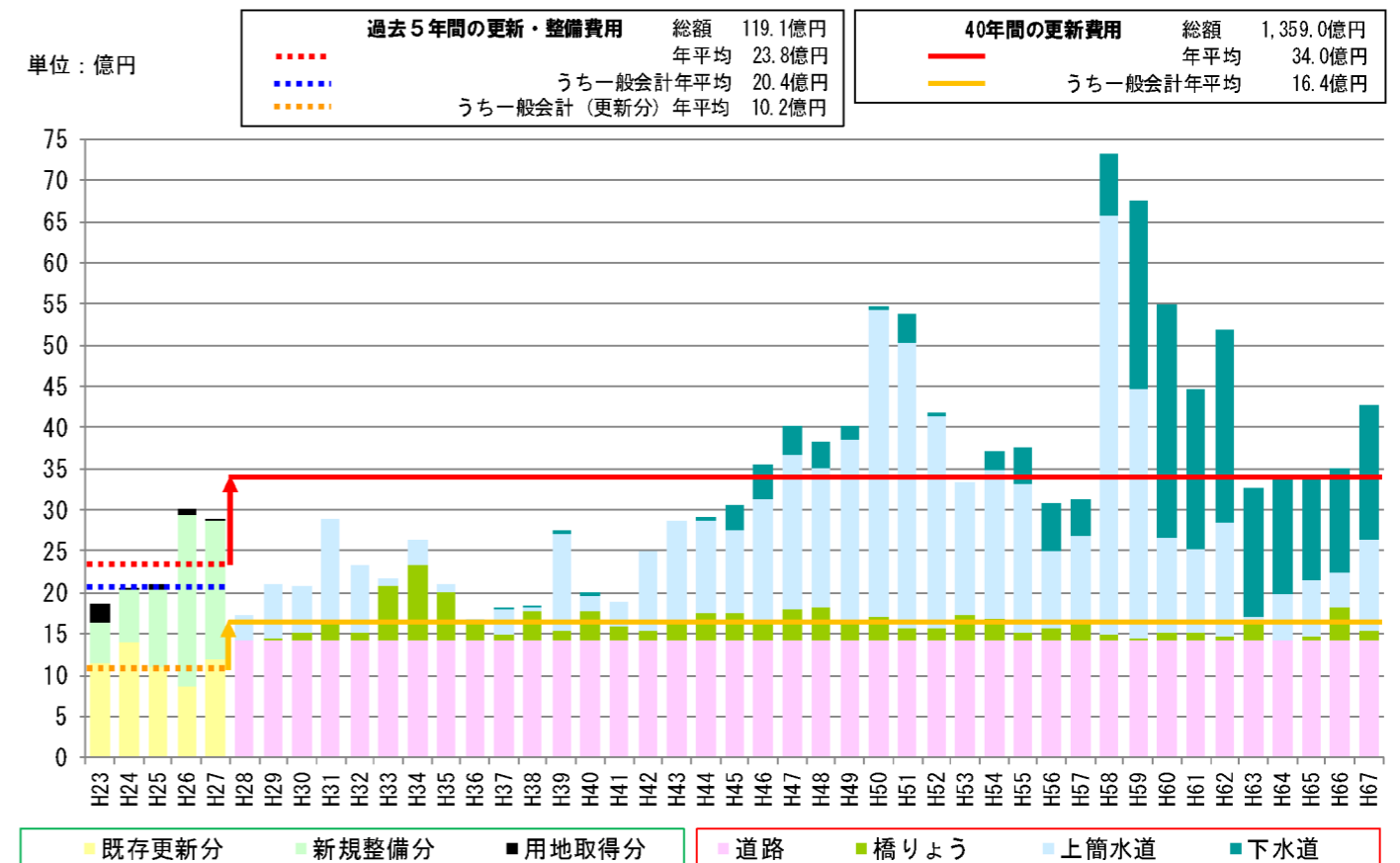
上水道・下水道等処理施設の建築物の更新費用は、インフラ資産の更新費用に含まれています。

【対象外】本計画における更新費用の試算では、建築物がない公共施設（野球場、競技場、公園等の広場部分）や防災行政無線、ケーブルテレビ等の機器類、ごみ処理・上下水道・病院などの機械設備等のほか、普通財産、一部事務組合等所有の公共施設等について対象外としています。（市有資産でなくても市で管理を行っている一部施設は試算の対象としています。輪島漆芸美術館、輪島武道館、輪島水泳プール）

【公共施設更新費用】



【インフラ資産更新費用】



7. 公共施設等管理上の課題

本市の公共施設等を適正に管理するために、次の課題を整理します。

【課題1】人口減少社会、財政状況の変化に応じた公共施設等の適正管理

【課題2】合併後の規模に応じた公共施設等の総保有量の圧縮

【課題3】公共施設（建物）・インフラ資産の安全性や快適性の確保

これらを受けて、人口規模や市民ニーズ、財政状況などを勘案し、公共施設等の適正管理に努め、計画的に諸課題を解決していく必要があります。

公共施設（建物）・インフラ資産は、整備後何十年にもわたり世代間で共有することから、老朽度や運営状況等を把握するとともに、施設の更新コストを中長期的に捉え、費用の平準化を図りながら公共施設等の総量を抑制する必要があります。

真に必要な公共施設等については長寿命化を図り安全性を確保します。

8. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の方向性

計画的な維持管理・修繕及び耐震化の推進

- 公共施設等を中長期にわたって適正に管理するために、計画的な維持管理と修繕を実施する「予防保全型」の管理を行い、施設の状態を良好に保つことで、大規模改修や建替えの更新期間を延長し、財政負担の軽減を図ります。
- 災害時の拠点施設や避難施設の機能を確保するため、公共施設等の耐震化を推進します。

施設管理の見直し（長寿命化、多機能化・転用、更新など）

- 施設管理の見直しによって計画的な改修を行い、公共施設等の長寿命化を推進するとともに、地域の活性化の観点からも、建築物の多機能化や転用を検討し、既存施設の有効活用を図ります。
- 建築物の更新（建替え）に当たっては、施設の集約化や複合化を検討し、最適配置を行うことで、利用者のニーズに適した施設形態の実現と施設総量の抑制を図ります。

用途廃止・老朽化した建築物の除却

- 施設管理の見直しによって用途を廃止した施設は、安全・安心の確保と適切な施設規模を実現するために、老朽化などによって長寿命化や有効活用が困難な建築物、長期間休止をしている建築物などを除却します。

更新費用の平準化・施設の最適配置・管理費の削減

9. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

点検・診断等の実施方針

- 公共施設等の管理者は、定期的な点検・診断調査を継続して実施し、施設の状態を把握するとともに、地理的に沿岸部での塩害の影響なども念頭に、施設の劣化や不具合の早期発見に努め、その結果に基づく必要な対策を講じていきます。
- 点検・診断等によるデータを集積・蓄積し、今後の最適な維持管理方策や最も効率的な修繕・更新時期の判断材料とするなど、総合的管理に努めます。

維持管理・修繕・更新等の実施方針

- 施設の維持管理は、損傷が発生してから大規模な修繕を行う「事後保全型」から点検・診断結果に基づき、大きく損傷する前からこまめに補修を行う「予防保全型」の考え方を重視し、施設機能の管理水準を維持します。
- 「予防保全型」に取り組むことで突発的な改修工事などを減らし、財政負担の平準化を図ります。

安全性確保の実施方針

- 公共施設等の管理者は、点検・診断等を実施した結果、高度の危険性が認められた公共施設等については安全確保のため、速やかに利用を一時停止するなどの措置を取った上で、早期に修繕、改修などの対策を講じるものとします。

耐震化の実施方針

- 公共施設等は、平常時の機能のみならず、災害時の拠点施設として物資保管や避難施設として重要な機能をあわせ持っており、災害発生時にはこうした機能を十分に発揮できるよう、施設の耐震化を計画的に進めていくものとします。

長寿命化の実施方針

- 公共施設等は、定期的な点検・診断を通じて「予防保全型」の維持管理に取り組むことで長寿命化を図ります。
- 橋りょうなど、既に策定されている長寿命化計画を基本としながら、本計画との整合性を図り、必要に応じて随時見直しを行いつつ、計画的な施設の保全に取り組んでいくものとします。

統合や廃止の推進方針

- 建築物は施設としての耐用年数が長く、社会環境の変化に伴い、建築当時の機能とニーズが合わなくなる場合や、当初の役割を終えるものもあることから、更新時期、市民ニーズを捉え、施設の集約化、複合化、多機能化、転用に取り組みます。
- 個々の建築物の今後の方向性について十分な検討を行った結果、有効活用が困難な施設や、休止または統廃合を行った施設、今後も利用が見込めない施設については、老朽化などによって廃墟と化し建築物や敷地において事故に繋がる可能性があるため、廃止・除却を行うこととします。

総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- 本計画の推進については、公共施設等を所管する部局間の調整を行い、総合的な視点に基づく意思決定ができる横断的な組織体制を確立させます。
- 外部の有識者や専門家、市民などで構成する委員会を設置するなど、幅広く意見を聴取できる体制の構築を検討します。

情報管理・共有の実施方針

- 職員の意識を高める職員研修等を実施するとともに、施設の適切な点検診断や維持管理の手法などに関する技術研修なども実施していきます。
- 公共施設等を適切に管理運営するため、施設の状態、コスト、利用状況などの情報を常に利用できるような状態で整理し、施設の面積、建築年、維持管理費、利用状況などの基礎的な情報については、資産台帳データと連携するとともに、データベースの構築を図り必要な固定資産情報などの一元化に取り組みます。